

－独立行政法人産業技術総合研究所－

土地及び建物の国庫納付に向けた研究拠点等の集約化等について(独立行政法人産業技術総合研究所理事長宛)

利用状況が著しく低い土地及び建物に係る平成22年度末現在の

帳簿価額(収入支出外) 42億2209万円

1 保有資産等の概要

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、平成13年4月に旧工業技術院の15研究所と計量教習所が統合されて設立された独立行政法人であり、東京、つくば両本部のほか、各地域の基幹産業等の特性に応じて定めた研究戦略に基づき、地域資源を活用するなどして研究を実施するための拠点として、また、地域の産業界、大学等をつなぐ中核的な連携の拠点として、国内9か所に地域センターを設置し、さらに、必要に応じ、本部及び各地域センター管内に支所、事業所、サイト等（以下、これらを総称して「研究拠点等」という。）を設置している。

産総研は、研究拠点等における実物資産として、土地（22年度末現在の帳簿価額計1090億3472万余円）及び建物（同1382億4891万余円）を保有しており、その大宗は、産総研が独立行政法人として設立された際に、研究開発活動に必要な資産を国からの現物出資として承継したものである。

一方、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定。以下「合理化計画」という。）において、独立行政法人は、保有する合理的理由が認められない土地、建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進して、適切な形で財政貢献を行うことなどとされている。

そして、産総研は、合理化計画等を受けて、第3期中期計画（計画期間22年4月～27年3月）において、地域センターに所属する事業所及びサイトについては、研究機能と連携機能の点から、設置目的終了時又は利活用状況が低下した時点において、その事業の必要性を検証し、不要と判断された場合は速やかに閉鎖するとしている。

また、22年5月に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）が改正され、独立行政法人が保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないこととされた。そして、不要財産であって政府からの出資等に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなった。

さらに、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどを掲げている。

2 本院の検査結果

検査の対象とした7地域センター管内における研究拠点等のうち、産総研が土地及び建物を保有するなどして恒久的に使用することを前提に設置している10研究拠点等について、本院が現地確認等により分析した利用状況をみると、13年の独立行政法人化以降、研究テーマの選択と集中を図るとともに、職員退職後の補充採用を抑制するなどの業務運営の効率化等に伴い、表のとおり、全体として空室が目立つ状況となっている。

表 建物の利用状況（平成23年4月1日現在）

（単位：㎡、室）

地域センター名	研究拠点等名	土地面積	建物延床面積	うち専用面積					専用面積に係る利用率 (b)/(a)
				(a)	うち利用面積(b)	(利用部屋数)	うち空室面積	(空室数)	
北海道センター	本所	58,546	23,682	11,044	8,394	(183)	2,650	(86)	76.0%
つくばセンター	本所	1,397,909	519,808	231,913	193,688	(3,662)	38,225	(690)	83.5%
	つくば北サイト	616,023	8,921	5,089	4,601	(49)	488	(13)	90.4%
臨海副都心センター	本所	16,802	35,416	14,831	11,548	(168)	3,283	(44)	77.8%
中部センター	本所	46,259	27,600	14,129	11,030	(211)	3,099	(52)	78.0%
	瀬戸サイト	12,327	4,092	1,984	467	(12)	1,517	(28)	23.5%
関西センター	本所	78,685	50,323	25,802	20,620	(440)	5,182	(120)	79.9%
	尼崎支所	16,936	8,053	3,634	1,781	(34)	1,853	(39)	49.0%
四国センター	本所	15,000	10,004	4,729	3,502	(67)	1,227	(26)	74.0%
九州センター	本所	71,923	16,895	9,009	6,399	(173)	2,610	(52)	71.0%

（注1）建物延床面積から廊下、会議室、倉庫等の共用面積を除いた研究室、事務室等の面積を専用面積としている。

（注2）同一の部屋を複数の区画に分けて利用している場合は、区画数を部屋数としている。

表のうち、利用率が50%を下回る研究拠点等がある中部、関西両センターについてみると、次のような状況となっている。

中部センター管内の瀬戸サイト（敷地の帳簿価額3億3300万円、建物の帳簿価額8119万余円、帳簿価額計4億1419万余円）は、陶磁器材質の物性に係る試験研究等を実施してきたが、産業構造の変化等により、設置目的に照らした研究ニーズが減少し、22年7月以降は常勤の研究職員を配置しておらず、建物の専用面積1,984㎡のうち利用しているのは467㎡のみであることなどから、同サイトは、中部センター本所へ直ちに集約することが可能な状況となっている。

また、関西センター管内の尼崎支所（敷地の帳簿価額28億円、建物の帳簿価額10億0789万余円、帳簿価額計38億0789万余円）は、再生医療等の研究の縮小等により、建物の専用面積3,634㎡のうち利用しているのは1,781㎡にすぎず、利用が著しく低い状況となっており、現在実施している研究に支障が出ないよう調整を行う必要があるものの、今後も同支所を維持管理し、恒久的に保有し続けることは効率的ではない状況となっており、関西センター本所等への集約化を図ることなどを検討する必要があるものと認められる。

このように、業務運営の効率化等に伴い、各研究拠点等における研究室等の利用状況が全体として低下してきている状況において、産総研が、瀬戸サイト及び尼崎支所のように利用が著しく低い状況についての確に把握することなく、保有する資産の見直しを十分に実施していないなどの事態は適切でなく、改善の要があると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

各独立行政法人は、前記のとおり、合理化計画等に基づき、保有資産を見直し、保有する合理的理由が認められない土地、建物等の実物資産については、売却や国庫納付を着実に推進して財政貢献を行うこととされている。また、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことが求められている。

ついては、産総研において、各研究拠点等の利用状況を的確に把握する体制を整備するとともに、瀬戸サイトについては、土地及び建物の国庫納付に向けて速やかに集約化を図り、尼崎支所については、集約化に向けた具体的な計画を早急に定めるよう改善の処置を要求する。